

第8章 廃棄物・資源循環

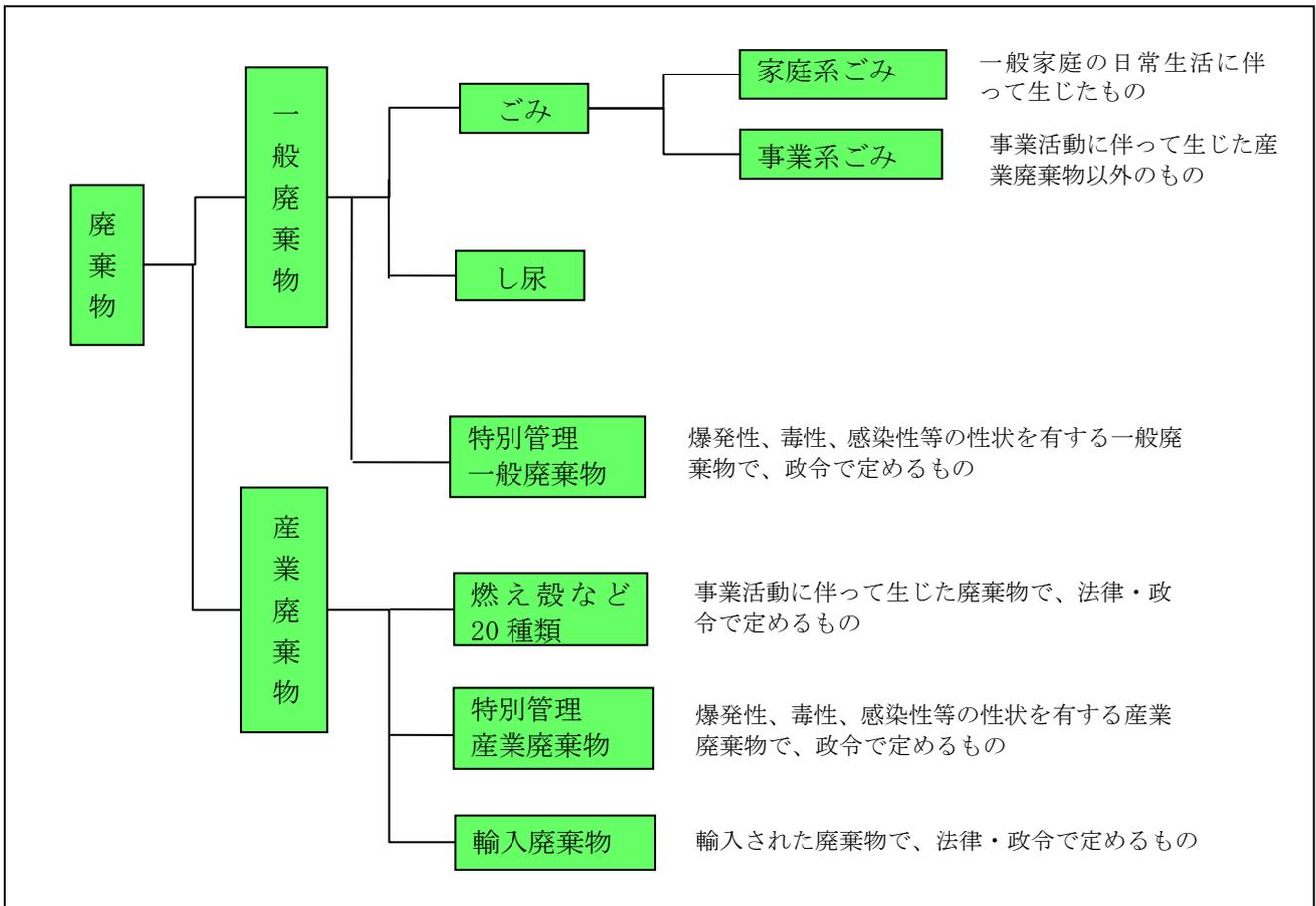
第1節 環境の状況

1 廃棄物とは【資源循環推進課】

廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないため不要になったものをいいます。家庭等から発生する

ごみやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動に伴って発生する燃え殻、廃油、汚泥等の産業廃棄物とに区分されます（図8-1-1）。

図8-1-1 廃棄物の分類



2 一般廃棄物【資源循環推進課】

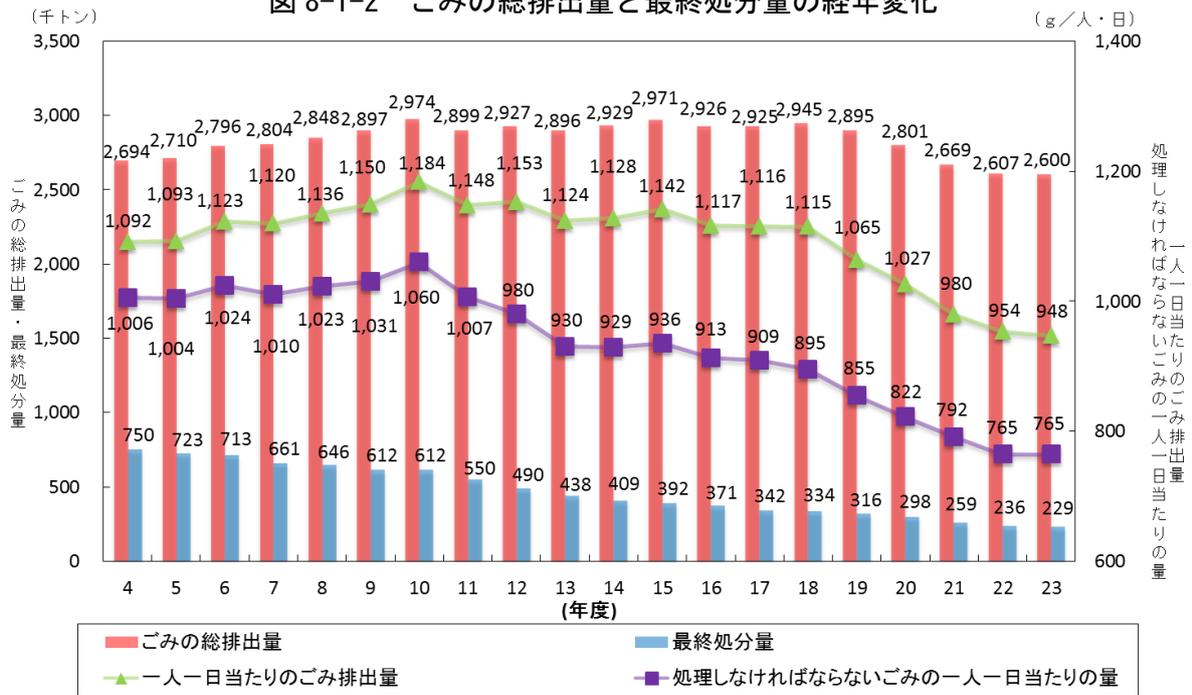
し尿やごみなどの一般廃棄物を適正に処理し生活環境を清潔に保つことは、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図る上で重要な課題であり、市町村の自治事務とされています。

(1) ごみの処理

平成23年度における本県のごみの総排出量（集団回収量を含む）は260万トンで、県民1人1日当たりに換算すると938gでした。ごみ

は焼却処理やリサイクルなどにより減量化されるため、最終的に埋立処分される量は22万9千トンで、これは近年減少傾向にあります（図8-1-2）。

図 8-1-2 ごみの総排出量と最終処分量の経年変化



(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。
 (注2) 「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

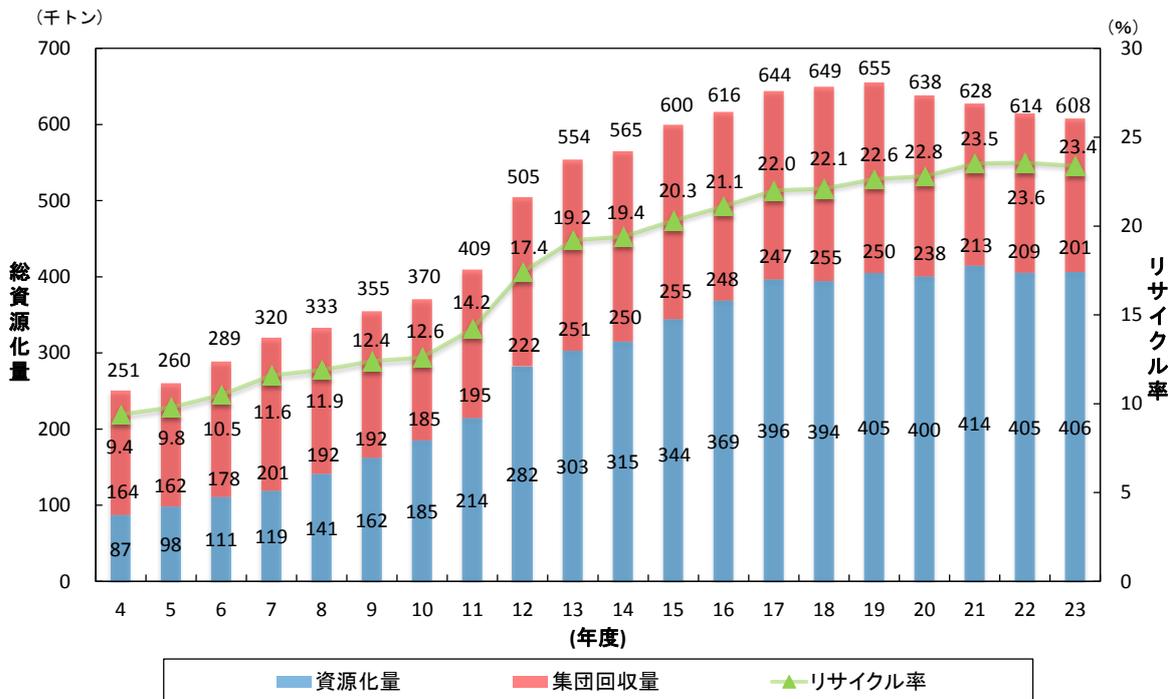
(資料) 環境部調べ

(2) ごみの資源化

平成23年度の本県のごみの総資源化量は60万8千トンと前年に比べ6千トン減少し、ごみ

のリサイクル率は23.4%と前年に比べ0.2ポイント低下しています(図8-1-3)。

図 8-1-3 総資源化量とリサイクル率の経年変化



(注1) 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。

(注2) 「リサイクル率」= (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100

(注3) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

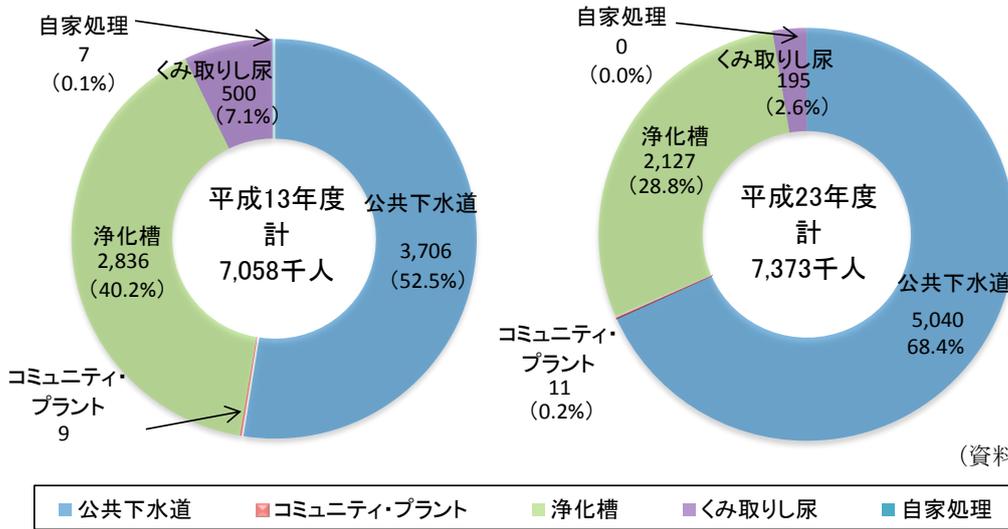
(資料) 環境部調べ

(3) し尿の処理

平成 23 年度における本県のし尿処理の人口割合を処理方法別に見ると、下水道による処理が 68.4%、浄化槽（単独処理浄化槽を含む）及びコミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）

による処理が 29.0%、くみ取りし尿の収集（一部自家処理を含む）が 2.6%で、全体の水洗化率（下水道、浄化槽及びコミュニティ・プラントを使用している人口の割合）は 97.4%となっています（図 8-1-4）。

図 8-1-4 し尿処理の内訳（単位：千人、人口割合）



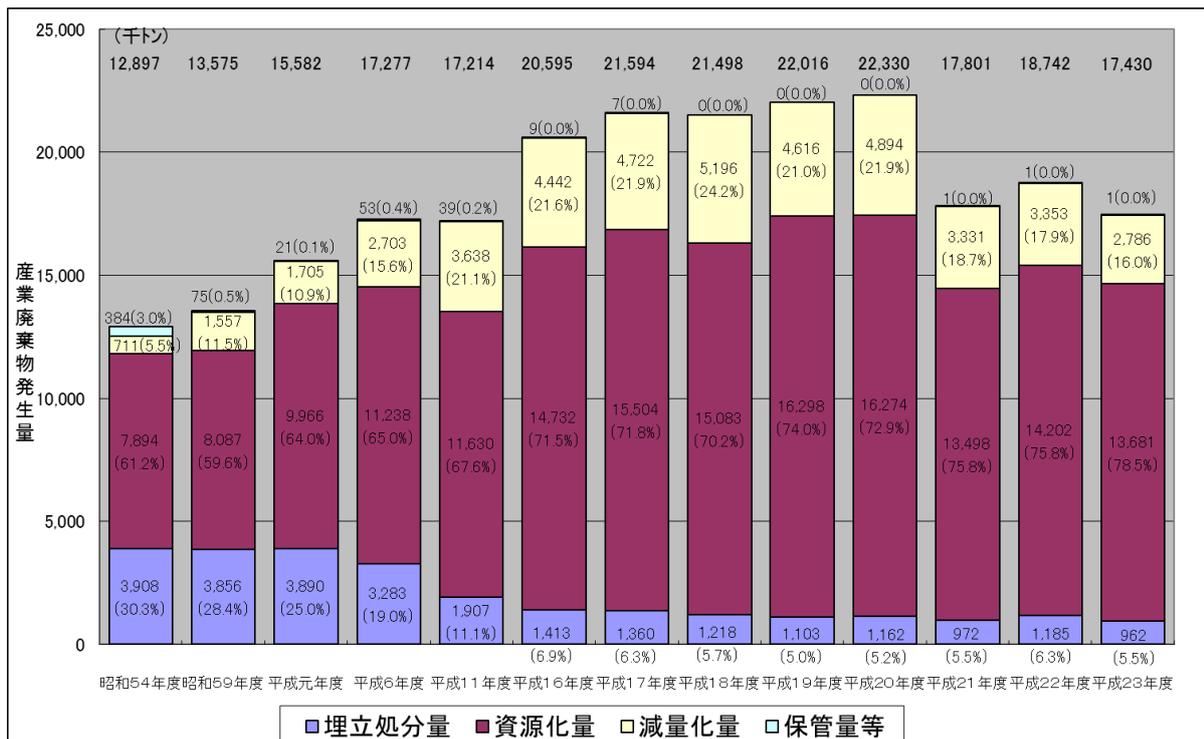
(資料) 環境部調べ

3 産業廃棄物【資源循環推進課】

平成 23 年度の産業廃棄物の発生量、中間処理

による減量化量及び資源化量、最終処分量は、前年に比べて減少しています（図 8-1-5）。

図 8-1-5 産業廃棄物の発生量等の推移



(資料) 環境部調べ

4 各種リサイクル法【資源循環推進課】

大量生産・大量消費型の経済社会活動を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が制定され、この法とともにリサイクルを促進する各種の法律が整備されました。

これらの法律は、国、地方公共団体、事業者及び消費者がそれぞれに担うべき責任と果たしうる役割についての理解を深め、相互の協力のもと総合的かつ計画的に資源を有効利用することにより持続可能な発展を目指すものです。

各種リサイクル法の状況は以下のとおりです。

(1) 容器包装リサイクル法【資源循環推進課】

県は、廃棄された商品の容器や包装の再商品化を促進するために定められた容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下本章において「容器包装リサイクル法」という。平成12年4月1日完全施行）に基づき「愛知県分別収集促進計画（第6期）」（計画期間：平成23年度～27年度）を策定し、容器包装廃棄物の分別収集を推進しています。県内における平成23年度の市町村分別収集の状況は表8-1-1のとおりです。

県内の平成23年度における分別収集量は185,774トンと、前年度の199,164トンと比べ6.7%の減少となっています。

表 8-1-1 容器包装の分別収集状況（平成23年度）

		分別収集計画量 (トン)	分別収集実績量 (トン)	計画達成率 (%)	実施市町村数
ガラスびん	無色	21,370	22,295	104.3	54
	茶色	16,302	16,427	100.8	54
	その他	8,710	8,793	101.0	54
ペットボトル		18,544	18,081	97.5	54
その他のプラスチック製容器包装		62,684	61,457	98.0	49
スチール缶		11,671	9,820	84.1	54
アルミ缶		4,184	3,861	92.3	54
段ボール		32,657	24,039	73.6	53
紙パック		1,642	1,134	69.1	50
その他の紙製容器包装		18,897	19,867	105.1	25
計		196,661	185,774	94.5	—

(注) 分別収集計画量は愛知県分別収集促進計画（第6期）による。

平成24年3月末市町村数=54市町村

(資料) 環境部調べ

(2) 家電リサイクル法【資源循環推進課】

特定家庭用機器再商品化法（以下本章において「家電リサイクル法」という。平成13年4月1日完全施行）では、家庭や事業所から排出される廃家電の効果的なリサイクルを図ることを目的に、排出者（消費者、事業者）の収集・運搬及びリサイクル料金の負担、小売業者における排出者からの廃家電の引き取り及び製造業者等への引渡し並びに製造業者等によるリサイク

ルを義務づけています。対象家電としては、平成24年4月1日現在で、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンが指定されています。

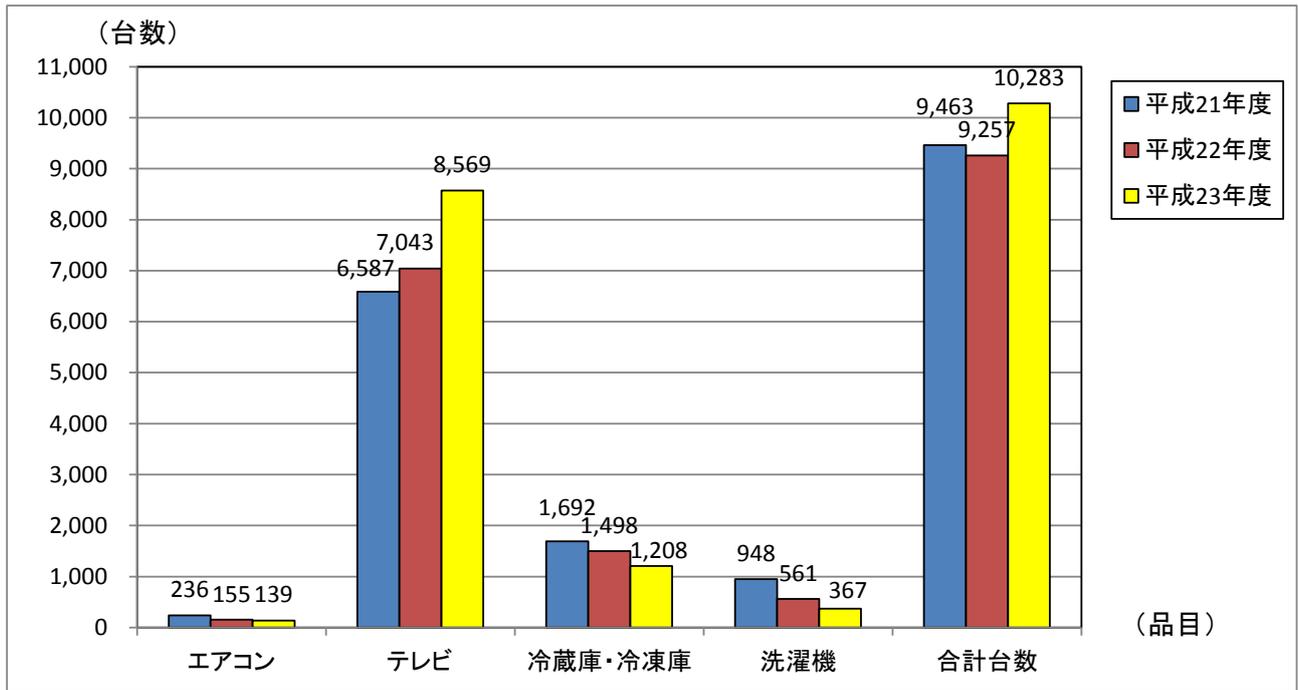
家電リサイクル法の施行により、これら廃家電のリサイクルが進む一方、収集・運搬及びリサイクル料金の負担を免れるための不法投棄が問題となっています。最近3か年の不法投棄台数は図8-1-6のとおりです。平成23年度にテレ

ビの不法投棄が増加したのは、地上デジタル放送への完全移行により、ブラウン管テレビの不法投棄が増加したことが要因と考えられます。

なお、不法投棄問題に対しては、平成 21 年から、一般財団法人家電製品協会により、廃家電の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄

された廃棄物を回収し製造業者等に引き渡す事業を実施する市町村への不法投棄未然防止事業協力が始まっており、平成 25 年度においては、名古屋市、豊橋市、瀬戸市、小牧市、岩倉市、日進市及び愛知郡東郷町で行われています。

図 8-1-6 家電の不法投棄台数



(資料) 環境部調べ

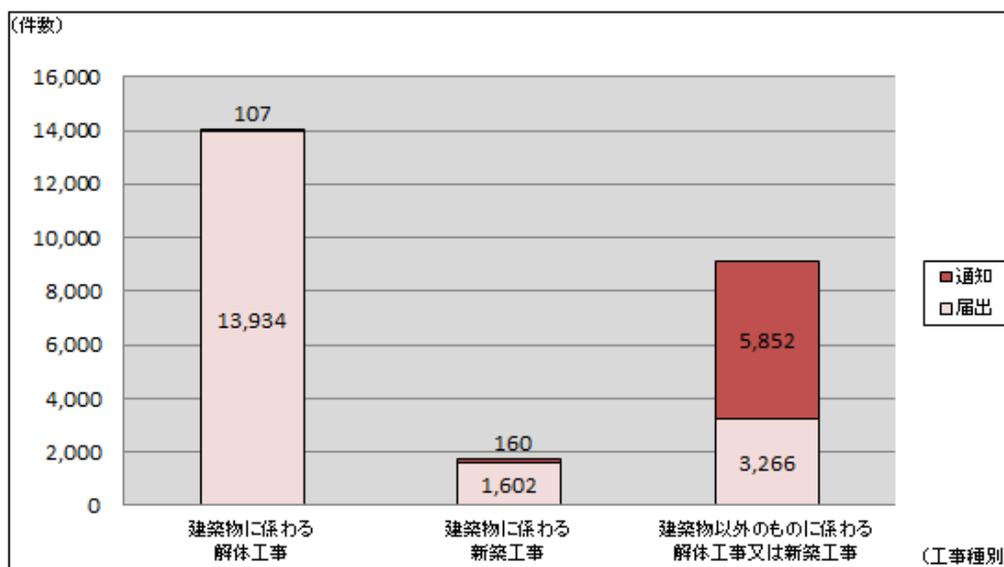
(3) 食品リサイクル法【食育推進課】

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下本章において「食品リサイクル法」という。平成 13 年 5 月 1 日完全施行）は、食品の売れ残り、食べ残しや食品の製造過程において大量に発生する食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の飼料や肥料等の原材料への再生利用等を促進するよう定めています。

(4) 建設リサイクル法など【住宅計画課、建設企画課】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下本章において「建設リサイクル法」という。平成 14 年 5 月 30 日完全施行）に基づき、建築物等を解体する場合には分別解体及び再資源化が義務づけられています。また、建設工事の発注者及び受注者には分別解体及び再資源化に係る届出・契約等の手続きが義務づけられています（平成 24 年度の本県内の届出・通知件数は図 8-1-7 のとおり）。

図 8-1-7 県内の建設リサイクル法届出・通知実績（平成 24 年度）



（資料）建設部調べ

（5）自動車リサイクル法【資源循環推進課】

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下本章において「自動車リサイクル法」という。平成 17 年 2 月 1 日完全施行）に基づき、使用済自動車に関

する引取業又はフロン類回収業を行う者については知事等への登録が、また、解体業及び破砕業を行う者については知事等の許可が必要です。平成 24 年度末での登録・許可件数は表 8-1-2 のとおりです。

表 8-1-2 自動車リサイクル法の登録・許可事業者数

所管	引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破砕業者	計
愛知県	845	332	177	34	1,388
名古屋市	500	120	30	10	660
豊橋市	171	56	29	11	267
豊田市	121	43	13	5	182
岡崎市	127	46	15	5	193
計	1,764	597	264	65	2,690

（注）平成25年3月末現在、いずれも5年で更新が必要。

（資料）環境部調べ

（6）小型家電リサイクル法【資源循環推進課】

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下本章において「小型家電リサイクル法」という。）が、平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

小型家電リサイクル法は、金、銀などの貴金属やリチウム、コバルトなどのレアメタルを多く含む使用済小型家電の多くが、リサイクルされることなく、

廃棄物として処分されているため、その再資源化を促進するため制定されたものです。

制度の概要は、一般家庭などで使用済となった携帯電話やデジタルカメラ等(制度の対象は28品目)を市町村や小売業者が分別収集し、国が適正なりサイクルを行うことができる者として認定した事業者(認定事業者)等に引き渡すことに努めるものです。

第2節 廃棄物・資源循環に関する施策

1 資源循環型社会の形成【資源循環推進課】

良好な環境を維持し持続可能な社会を実現していくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、天然資源の消費が抑制され環境への負荷ができるだけ低減された資源循環型社会の構築が不可欠です。

もとより資源循環型社会の形成は、社会経済システムやライフスタイルの根幹にかかわる問題ですが、とりわけ本県は活発な経済活動が営まれているモノづくり県であり、企業の事業活動等による資源投入も多いことから、他の地域にも増して資源循環に積極的に取り組むことが必要です。

本県においては、近年、事業者等が廃棄物をリサイクル、リデュースしようとする機運が高まり、廃棄物のリサイクル率は全国平均のそれを大きく上回っています。

(1) あいちエコタウンプランの推進

本県では、先導的で効果的なリサイクル施設の計画的な設置を促進するとともに、循環ビジネスの普及・振興を図ることによって、環境と調和したまちづくりを推進することを目的に、平成16年9月に「あいちエコタウンプラン」を策定し、様々な取組みを行ってまいりました。

その後、同プランの策定から8年が経過したことにより、社会情勢の変化やリサイクルの進展に応じて生じた様々な課題・障壁の顕在化など、プランに掲げた取組が時代に適合しない事態が生じました。このため、平成23年度にこれまでの取組の検証をするとともに、今後おおむね5年間に取り組むべき施策の方向性及びその内容について、学識者、企業代表者、行政関係者などで構成する愛知県エコタウン推進会議における審議・検討を経て、改訂プラン案を作成し、平成24年10月に経済産業省及び環境省の承認を受け、「新・あいちエコタウンプラン」として策

定しました。

新・あいちエコタウンプランでは、法の趣旨及び廃棄物処理計画の内容と整合性を保ちつつ、地域の特性を踏まえ、先導的で効果的なリサイクル施設等の設置や未利用資源の活用によって得られた新たな製品やエネルギーの地域内循環を促進することを目的としており、循環ビジネスの普及・振興等の手法を用いて、その具体化を図っていきます。

旧プランは、産学行政の交流・連携と事業者間の協働によって、新しい、高付加価値型の循環ビジネス創出の促進に取り組むことを基本に据えてきました。新プランでも、この流れを踏襲した上で、生み出されたビジネスが採算性を確保しつつ継続的に発展することに重点を置くとともに、循環ビジネスと既存の製造業とが社会経済システムの中でしっかりと結びつきながら、互いに需要を喚起しあう、「環境と経済が好循環するモノづくり県のさらなる発展」をめざすことを基本理念としています。

新プランに掲げる各施策は、産学行政の各主体と連携・協働の拠点である「あいち資源循環推進センター」において推進します。また、業界団体等と連携して実施する循環ビジネス創出会議を効果的に活用していきます。

なお、新プランでは、各施策について目標と進行管理のための指標を定めており、有識者、企業代表者、行政関係者などで構成するエコタウン推進会議において、進捗状況と成果を検証するとともに、今後の取組の方向性を検討していきます。

これらにより、消費者・事業者・行政が一体となった総合的な社会的なシステムを持つ資源循環型社会の構築を目指します。

循環ビジネスの発掘と創出のための支援

1. 循環型社会形成推進のための体制づくり
 - ① あいち資源循環推進センターの運営
2. 循環ビジネスに関する情報の提供
 - ① 循環ビジネス創出会議の充実
 - ② 資源循環情報システムの設置及び内容の充実
 - ③ 廃棄物の新たな用途創出の促進
3. 環境学習に関する情報の整備・充実
 - ① 「あいち環境塾」の開催
 - ② 環境学習に関する情報の整備・充実



あいち環境塾



循環ビジネス創出会議

循環ビジネスの事業化のための支援

1. 循環ビジネスの事業化支援に関する取組の充実
 - ① 環境ビジネスに関する情報の整備・充実
 - ② 循環ビジネスの事業化に係る新規立地に対する支援
2. 税財政面からの支援
 - ① 循環型社会形成推進事業費補助金の活用及び充実
 - ② 税財政面からの各種優遇制度の活用



資源循環情報システム



循環型社会形成推進事業補助金設備

円滑な事業継続のための支援

1. 技術・製品等の PR や販路拡大への支援
 - ① エコタウン施設（事業・製品）への認定
 - ② メッセナゴヤ等企業展示会の場を活用した中小企業の環境ビジネスの発信
 - ③ 「愛知環境賞」の充実及び効果的運用
2. 技術・製品等に対する評価・認定制度の充実
 - ① 愛知県リサイクル資材評価制度の効果的運用
 - ② リサイクル製品に関する新たな認証制度の創設の検討
3. 環境経営・環境技術支援の実施



トロフィー



愛知環境賞表彰

法令制度の効果的運用等による支援

1. 廃棄物関係法令及び各種特例制度の効果的運用
 - ① 再生利用個別指定制度の活用促進
 - ② 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法制度の効果的運用
 - ③ 構造改革特区制度の活用
2. 様々な団体との連携、協働
 - ① 業界団体等との連携、協働
 - ② 市町村等との連携、協働

ゼロエミッションの推進

1. 「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の推進
2. 循環型社会形成推進事業費補助金の効果的活用



あいちゼロエミッション・コミュニティ構想

(2) 新・あいちエコタウンプランに基づく具体的取組

ア あいち資源循環推進センターの運営

資源循環型社会の形成を推進するための産・学・行政の協働拠点として、あいち資源循環推進センターを県庁西庁舎1階に設置しています。

同センターでは、環境技術や循環ビジネスに関する豊富な知識、経験を持つ**循環ビジネス創出コーディネーター**を民間からの派遣により配置し、循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導を行うなど様々な事業を展開しています。

平成23年度からは、循環ビジネス創出コーディネーターを東三河地区にも配置し、当該地区における循環ビジネスの発掘・創出に取り組んでいます。

なお、センターに併設する展示コーナーではエコタウン事業などのPRも行っています。

イ 循環ビジネス創出会議の開催

本県における産業技術の集積を活かした先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出を図るため、県は、循環ビジネス創出会議を開催しています。会議には、技術専門家である有識者のほか、公募により多くの民間企業等が参加しています。

平成24年度は、「地域で取組む愛知のゼロエミッション」、「再生可能エネルギーと市民ファンド」をテーマとしたセミナーの実施や、環境先進企業の見学会、環境ビジネスの事業化・ビジネスパートナーとのマッチングに関する個別相談会など、延べ5回開催しました。



あいち資源循環推進センター



センター併設展示コーナー

クローズアップ

循環ビジネス創出会議を開催しました

愛知県では、環境と経済が好循環する持続可能なモノづくり県を目指し、事業者への情報提供、事業者間又は事業者と研究機関とのマッチング等具体化に向けた意見交換の場を提供するため、平成 17 年度から循環ビジネス創出会議を開催しています。

平成 24 年度は、テーマ設定型交流会議として、「ビジネスセミナー」を 2 回、企業の先進的取組み事例を紹介する「現地見学会」を 2 回開催しました。会議には民間企業・自治体関係者等のべ 256 名の参加者があり、質疑応答により活発な意見交換を行う事ができました。

また、平成 24 年度は初めての取組みとして、事業者が環境ビジネスの事業化にあたって、有識者に直接相談し、その場で助言が得られる「環境ビジネスに係わる個別相談会」を 1 回開催、公募事業者 3 社からの相談に対して、技術面・経営面からのアドバイスをを行いました。

【ビジネスセミナー】

開催日	平成 24 年 9 月 18 日	平成 25 年 3 月 5 日
場所	愛知県産業労働センター（ウインクあいち）	
テーマ	地域で取組む愛知のゼロエミッション	再生可能エネルギーと市民ファンド
参加者	96 名	70 名

【現地見学会】

開催日	平成 24 年 8 月 3 日	平成 24 年 10 月 22 日
見学先	<ul style="list-style-type: none">・富士特殊紙業(株)： →2012 愛知環境賞金賞受賞・協和工業(株)： →2012 愛知環境賞優秀賞受賞・(株)おとうふ工房いしかわ	<ul style="list-style-type: none">・オーエスジー(株)： →2012 愛知環境賞銅賞受賞・新日鐵住金(株)： →2012 愛知環境賞金賞受賞
参加者	46 名	44 名



ビジネスセミナー



見学会

ウ 先導的・効果的リサイクル事業の補助及び認定

県は、平成 18 年度から、産業廃棄物税を財源として、先導的で効果的なリサイクル事業の事業化に要する経費の一部を補助しています。また、平成 23 年度には、先導的な排出抑制施設の整備事業及び廃棄物や未利用資源の地域内循環利用を推進する事業に対する補助制度を新たに追加しました（補助制度の内容は、表 8-2-1 のとおり）。

平成 24 年度は、リサイクル関係施設整備事業に 4 件、地域ゼロエミッション関係施設等整備事業に 2 件、市場調査など循環ビジネスの事業化検討（フィージビリティ・スタディ）に対する補助（循環ビジネス事業化検討事業）に 11 件の合計 17 件の事業に対して補助を行いました（表 8-2-2）。

また、資源循環を推進する先導的で効果的なリサイクル事業を「エコタウン事業」として「新・あいちエコタウンプラン」に位置づけ、その事業に対して各種の支援を行っています。

表 8-2-1 先導的・効果的リサイクル事業に対する補助制度の内容

区 分	リサイクル関係施設整備事業	排出抑制関係施設整備事業
対象事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれるリサイクル関係施設の整備事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる排出抑制関係施設の整備事業
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・設計費 ・設備費 ※ただし、用地及び上屋に要する経費は対象外 	
補助率	中小企業：1/2 以内 大企業：1/3 以内	
限度額	5,000 万円	

区 分	地域ゼロエミッション関係施設等整備事業	循環ビジネス事業化検討事業
対象事業	廃棄物や未利用資源の地域内循環利用を推進する効果的なシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる施設の整備及びコンソーシアム（協議会）の活動事業	先導的な循環ビジネスの事業化の可能性の検討事業（フィージビリティ・スタディ）
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・設計費 ・設備費 ・活動費 ※ただし、用地及び上屋に要する経費は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査費 ・研修・指導費 ・調査委託費
補助率	中小企業：1/2 以内 大企業：1/3 以内	
限度額	5,000 万円	300 万円

表 8-2-2 先導的・効果的リサイクル事業に対する補助実績（平成 24 年度）

区分	事業主体	事業の名称
リサイクル 関係施設整 備事業	アルメック株式会社	切削屑リサイクルの効率化事業（粉砕ダライ粉製造）
	木村メタル産業株式会社	エアコンコンプレッサーからのネオジム磁石の回収
	小島産業株式会社	廃バンパーの自動車部品マテリアルリサイクル
	有限会社サンメンテナンス工機	作動油、加工液の再利用を狙いとした濾過システムの構築
地域ゼロエ ミッション 関係施設等 整備事業	環境バイオ事業協議会	廃棄卵の養殖魚業飼料利用事業
	知多エコフィールドマッチング協議会	耕作放棄地活用飼料作物と容器入食品残渣飼料化による地域循環型エコフィールド活用推進
循環ビジネ ス事業化検 討事業	アカマツコートテック株式会社	未利用・放置（放棄）の山林資源の活用による住み続けられる額田の創造
	株式会社伊藤商店	コンクリート to コンクリートを可能にする高品質コンクリート用再生骨材の製造
	オーシャンウェイオレンジリミテッド合資会社	超臨界メタノールによる副産物を生成しない SDF 燃料の無触媒製造法の事業化検討
	株式会社宏昌食糧研究所	白醤油粕の用途開発と製品化の技術開発
	一般社団法人循環資源再生利用ネットワーク	吸引通気式・クレーン式堆肥化施設と近赤外線分析器導入による循環型農産事業の構築
	有限会社森林技研	竹林伐採管理を継続するための竹材高度利用とそのビジネス展開に関する事業化検討事業
	株式会社太啓	集塵ダストの特性（藻の着生・保水機能）を活かした粉体資材の販売事業
	大三紙業株式会社	軟包装プラスチック廃棄物のエネルギー利用検討
	高浜工業株式会社	微粉碎廃ガラス入り低温焼成用窯業原料製造事業の事業化検討
	有限会社ティーエイコーポレーション	医療機器のリサイクル
	ネットオフ株式会社	使用済小型家電における宅配回収等の可能性検討事業

エ 愛知環境賞の選定

県は、平成 16 年度から「愛知環境賞」を設け、資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰しています。

この制度は、環境に関する〈技術・事業・活動・教育〉の取組について、先駆性・独創性、資源循環や環境負荷低減の効果、社会全体の環

境行動促進に向けた啓発・波及効果やアピール度、行政施策との連携や協働可能性などの観点から、県、有識者、マスコミ、産業界の方々から審査し、表彰するものです。また、この賞は、実施済みの事業や活動に対して評価を行うだけでなく、計画段階にあるものも取り上げてその実現を支援しようという特色を持ち、県は、この表彰制度を活用して、企業や団体の資源循環

に対する取組の促進と意識啓発を図っています。
平成 24 年度は、金・銀・銅賞、中日新聞社賞、

名古屋市長賞及び優秀賞、合わせて 13 件を選定
しました（表 8-2-3）。



愛知環境賞の表彰式

表 8-2-3 愛知環境賞受賞者一覧（平成 24 年度）

賞の種類	受賞者	受賞内容
金 賞	東邦ガス株式会社	環境調和型社会の実現に向けた取り組み ～お客さまや地域社会とともに～
銀 賞	株式会社豊田自動織機	人と環境にやさしい自動車エアコン用電動コンプレッサーシリーズの技術 開発
	K T X株式会社	省エネ生産工法を実現する世界初の進化した電気鋳造金型の開発
銅 賞	株式会社加藤製作所	軽い！安い！クリーン！な環境配慮型革新的鋳造技術「減圧凍結システム」 による薄肉、軽量化青銅鋳物の製造
中日新聞社賞	株式会社チームエコラボ	中小企業参加型エコ事業プラットフォーム構築活動
名古屋市長賞	株式会社アビツ	自動車用シュレッターダスト（ASR）を有効利用した製鋼副資材の製造
優秀賞	命をつなぐ PROJECT 学生 実行委員会始め 17 者	「命をつなぐ PROJECT」 ～未来を担う学生が考える、日本初の企業緑地を起点とした生態系ネットワ ーク構築プロジェクト～
	株式会社ディビーエス	CO2 削減し鉄筋工事の省力化をはかった DB ヘッド定着工法
	新東工業株式会社	ダイカスト製品の不良低減技術およびダイカスト金型の熱応力が原因とな る疲労破壊抑止技術
	化成工業株式会社	環境にやさしいゴム部品生産ラインの開発 ～ゴム加硫工程のエネルギー消費量の削減～
	メタウォーター株式会社 中部電力株式会社	下水汚泥から炭化燃料を製造し、石炭火力発電所にて利用する事業 ～未利用バイオマスエネルギーの有効利用と温室効果ガス削減への 取組み～
	パナソニックエコシステ ムズ株式会社	エネルギーの見える化による工場省エネ活動
	木村メタル産業株式会社	都市鉱山開拓のノウハウ ～エアコン用コンプレッサーからネオジウム、ジスプロシウムを回収～

オ あいち資源循環情報システムの運用

「あいち資源循環情報システム」は、循環ビジネスの振興及び発掘・創出に資する情報を整備することを目的としています。

このシステムは、①県内の廃棄物排出情報、リサイクル事業の実施状況などを提供する「資源循環情報データベース」、②本県における資源の消費量、廃棄物の発生量及びその循環利用量を分かりやすく表示する「物質フロー解析」、③企業などによる資源循環の成功事例やNPOなどの活動情報、行政の施策を紹介する「エコプロジェクトファイル」、④子どもが保護者とともに楽しみながら資源循環について学ぶことができる「資源循環学習ゲーム」の4つの機能で構成されています。



資源循環情報システム

(システム HP <http://aichi-shigen-junkan.jp/>)



子供向け資源循環学習ゲーム

「ゴミキチ・パコロ劇場」

カ あいち環境塾の開講

産業技術の集積や豊かな自然環境などの愛知の「資源」を活用した持続可能な社会づくりに向け、県は、「ビジョン」と「こころざし」を持つ人材を企業、大学、行政などの分野において育成するため、平成20年度から「あいち環境塾（塾長：愛知県副知事 小川悦雄）」を開講しています。

この塾は、講師陣に大学、研究機関、マスコミ等の分野で活躍する第一線の方々を迎え、講義、ディスカッション等を通して塾生が互いに切磋琢磨し、持続可能社会の形成という目標を共有する仲間づくりができるクリエイティブな場を目指しています。

平成24年度は1泊2日の合宿を含む全14日間のカリキュラムを受講した20名の塾生が修了しました。



あいち環境塾：グループワークの様子

キ あいちの環境ビジネス発信事業の実施

大型展示会において、県が展示ブースを確保し、資源循環を始めとする愛知県の取組の紹介を行うとともに、県内の企業・グループに対し出展の募集を行い、優れた環境技術や3R製品をPRすることで、愛知の環境力の発信及び出展者の宣伝力・広報力の強化を図ることをしています。

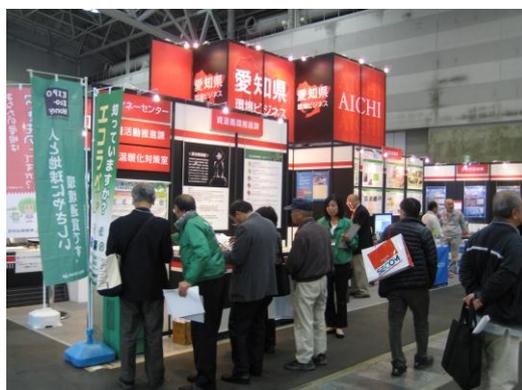
出展企業にとっては、県による出展料や出展準備のサポート、業界全体の動向把握、自社製品等の市場性判断、企業の宣伝力・広報力向上などのメリットがあります。

クローズアップ

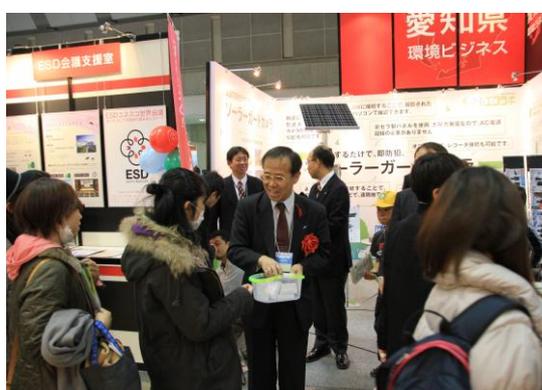
「あいちの環境ビジネス発信事業（中小企業への展示会出展支援）」を実施しました
 製造業の裾野が広い本県には、高レベルの環境技術を有する企業が多く立地しています。これら県内企業が持つ3R製品、資源循環・省エネ技術等を広く宣伝・普及するため、名古屋、東三河及び東京地域で開催される大型展示会（「メッセナゴヤ」「ものづくり博 in 東三河」「エコプロダクツ」）において、県が出展ブースを確保し、県内企業の出展支援を行いました。

【2012 出展実績】

名称	メッセナゴヤ2012	ものづくり博2012 in 東三河	エコプロダクツ2012
会期	平成24年11月7日(水) ～11月10日(土)	平成24年11月30日(金) ～12月1日(土)	平成24年12月13日(木) ～12月15日(土)
場所	ポートメッセなごや3号館	豊橋市総合体育館	東京ビッグサイト 東展示棟 1ホール
出展者	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブジャパン ・(株) イーズライフ ・いその(株) ・(有) エム・イー・ティー ・(有) 環境テクシス ・(株) 環境スーパーテクノ ・(一社) 循環資源再生利用ネットワーク、(株) 小枡屋 ・新東(株) ・(株) スクラッチバック ・(株) 大弘 ・(株) チームエコラボ ・トーエイ(株) ・(株) 浜田 ・(株) P・C・Gテクニカ ・山田塗装(株) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(株) イーズライフ ・(有) 環境テクシス ・(株) 環境スーパーテクノ ・トーエイ(株) ・東海エコ工業(株) ・(株) 富田組 ・日之出(株) ・山田塗装(株) ・和光技研工業(株) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(株) イーズライフ ・(株) エコス ・(有) 環境テクシス ・木村メタル産業(株) ・シーピーセンター(株) ・(株) チームエコラボ ・(株) P・C・Gテクニカ ・ユケン工業(株)



メッセナゴヤ



エコプロダクツ

(3) あいちゼロエミッション・コミュニティ構想

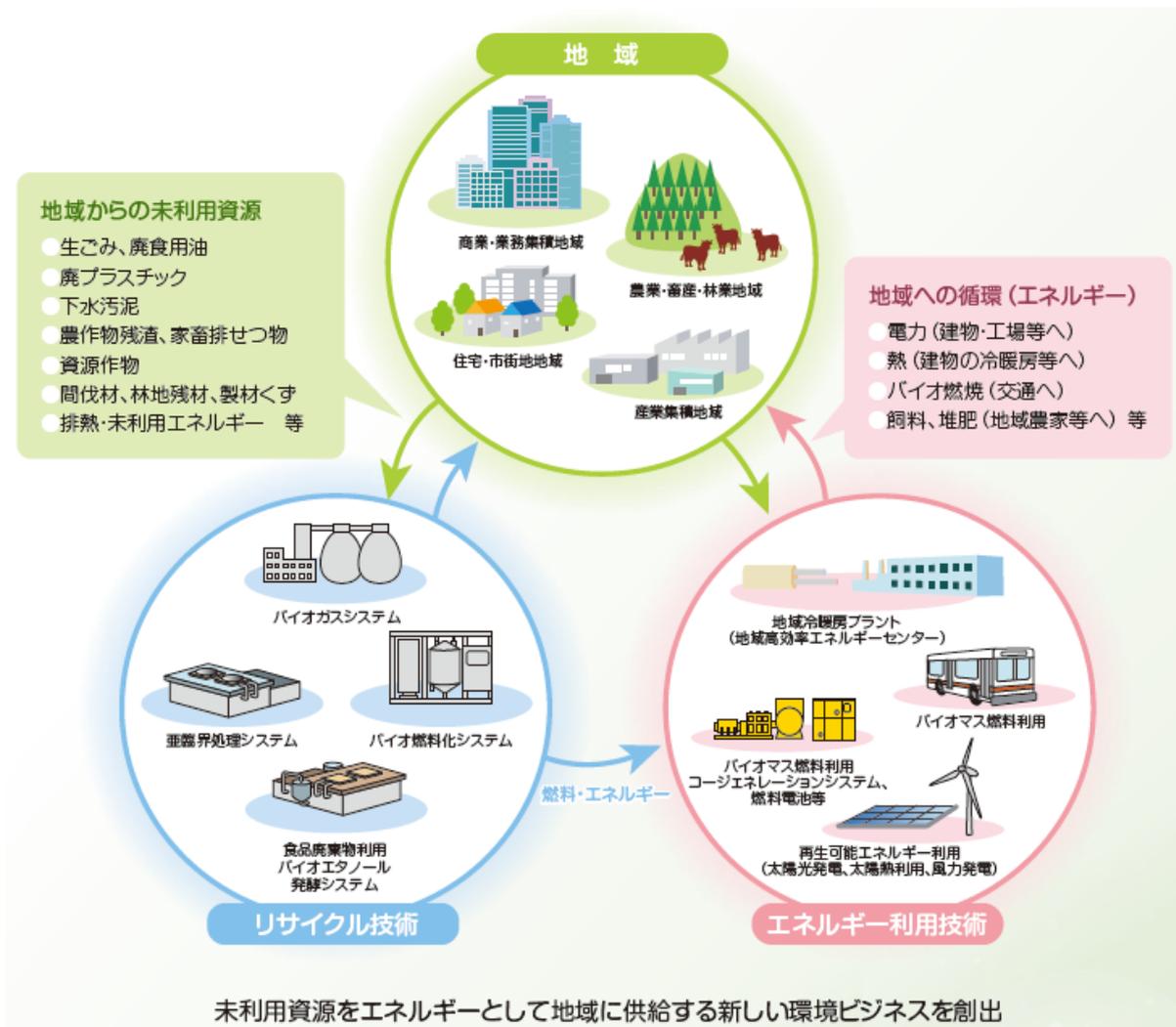
ア 構想の概要

県は、県内各地域の未利用資源を地域内で循環活用する新たな社会システムの確立を目指す全国初の構想として、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」を平成19年3月に策定しました(図8-2-2)。この構想は、経済活動や日常生活の場である「地域」において、住民や企業、大学、行政などの協働により、環境と産業と暮らしが調和する持続可能社会を実現しようとするものです。愛知万博では来場者の協力を得て会場内ゼロエミッションが実現されまし

たが、本構想の原点は、この万博の理念と成果を継承し、本県のもつ環境・産業・暮らしの高いポテンシャルを活かすことにあります。

本構想を推進することで地域の廃棄物やバイオマス資源、自然エネルギーを未利用資源としてとらえ、県がプロデューサーとなって、これらを地域の特性に応じリサイクル技術やエネルギー技術と有効に結びつけて地域内循環を進める新しい環境ビジネスを検討、創出していきます。そして、これを県域全体に広げ、地域の環境保全、産業振興、快適で安心な暮らしの実現を目指していきます。

図8-2-2 あいちゼロエミッション・コミュニティ構想のイメージ図



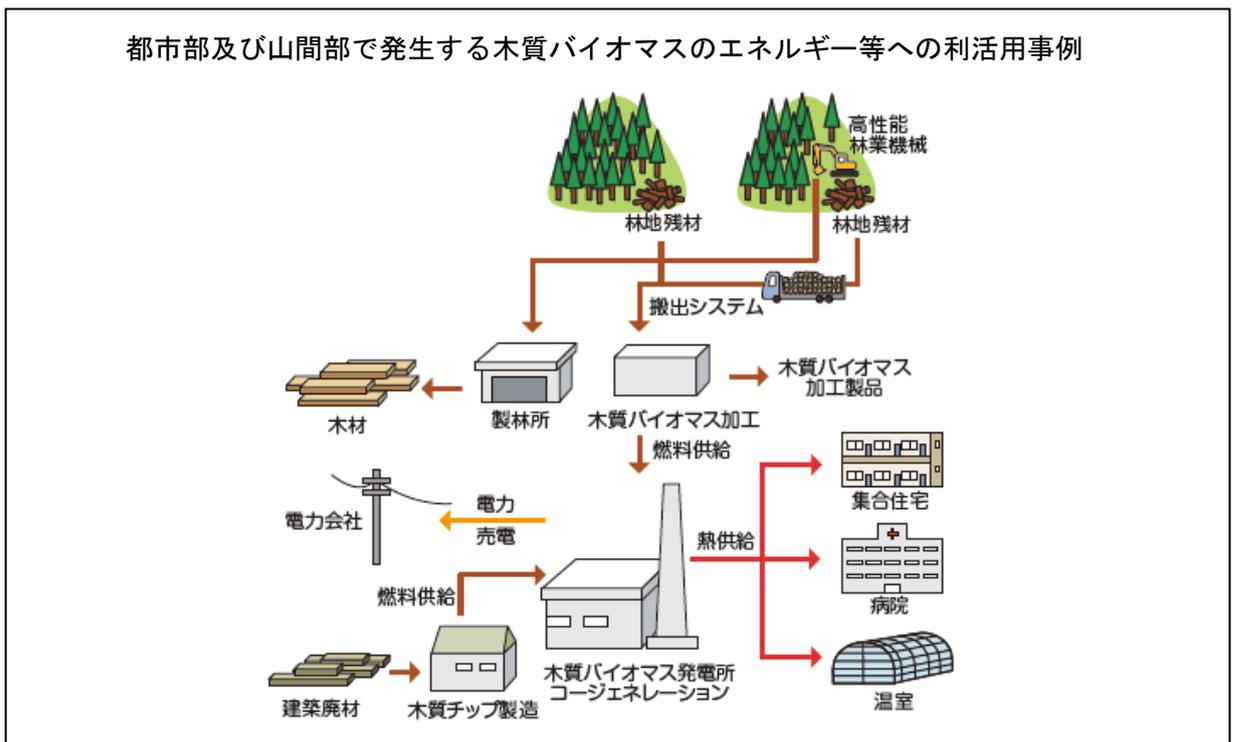
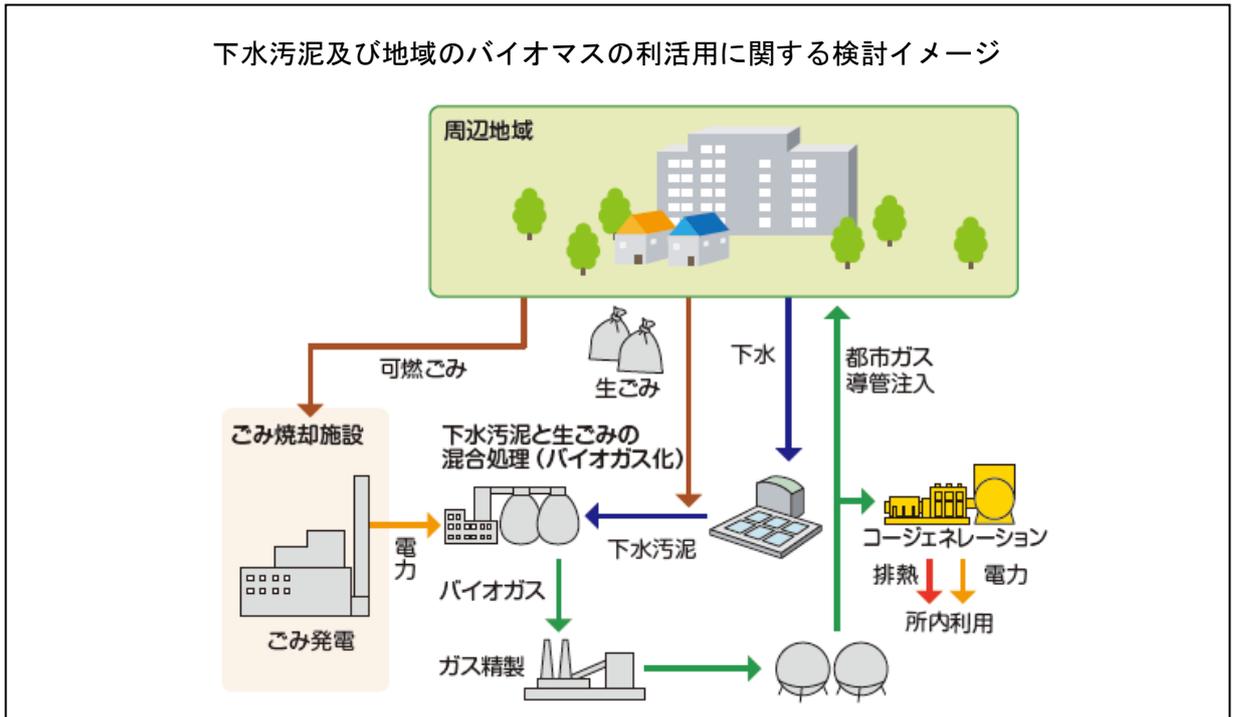
(資料) 環境部作成

イ 構想の実現に向けた事業モデルの具体化

「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の推進を通して地域が自立的に持続可能性を高めていくためには、地域の特性を活かした事業を実施していく必要があります。そのため、構想では地域特性に応じた先導的な9つの事業モデルを用意しています。

平成24年度は、知多半島地域における下水汚

泥等と食品廃棄物等を混合処理するメタンガスによる発電システムの事業化検討、都市部及び山間部で発生する木質バイオマスのエネルギー等への利活用モデル事業化可能性検討、知多半島地域における市民ファンドによる再生エネルギーの利活用システム構想事業化検討などを実施しました。



(資料) 環境部作成

2 愛知県廃棄物処理計画の推進【資源循環推進課】

廃棄物処理法に基づき、県は、5年ごとに「愛知県廃棄物処理計画」を策定しています。同計画の中で定められた廃棄物の減量化目標の達成に向け、県民、事業者、市町村、県等がそれぞれの立場で積極的な取組を進めています。

平成24年3月に、前計画（平成19～23年度）の計画期間の終了に伴い、新たな計画（平成24年度～28年度）を策定し、減量化の数値目標を

決めました（表8-2-4、図8-2-3、図8-2-4）。

県は、廃棄物の発生を抑制するとともに、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、最終的に廃棄物になるものは適正に処理するという方針のもとに、環境への負荷の低減に配慮した「循環型社会」の形成を目指して、毎年度、計画の進捗状況を的確に把握するとともに、目標の達成に向け、計画に掲げた施策の着実な推進に努めています。

表 8-2-4 愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）による減量化目標

- 廃棄物の排出量について、平成20年度に対して一般廃棄物は約9%削減し254万1千トン、産業廃棄物は約6%削減し1,545万3千トンとする。
- 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量（一般廃棄物の一年間の全排出量から、資源ごみ量及び集団回収量を差し引いて換算した量）は、平成20年度に対して約12%減らし、720gとする。
- 排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は、一般廃棄物について約26%、産業廃棄物について約68%とする。
- 最終処分量について、平成20年度に対して一般廃棄物は約23%削減し23万トン、産業廃棄物は約18%削減し95万4千トンとする。

図 8-2-3 一般廃棄物の減量化目標と処理実績

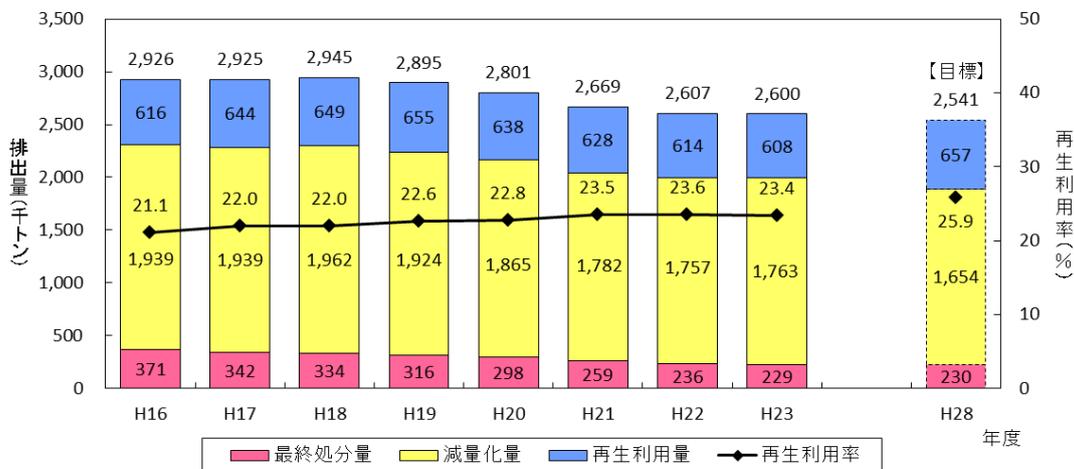
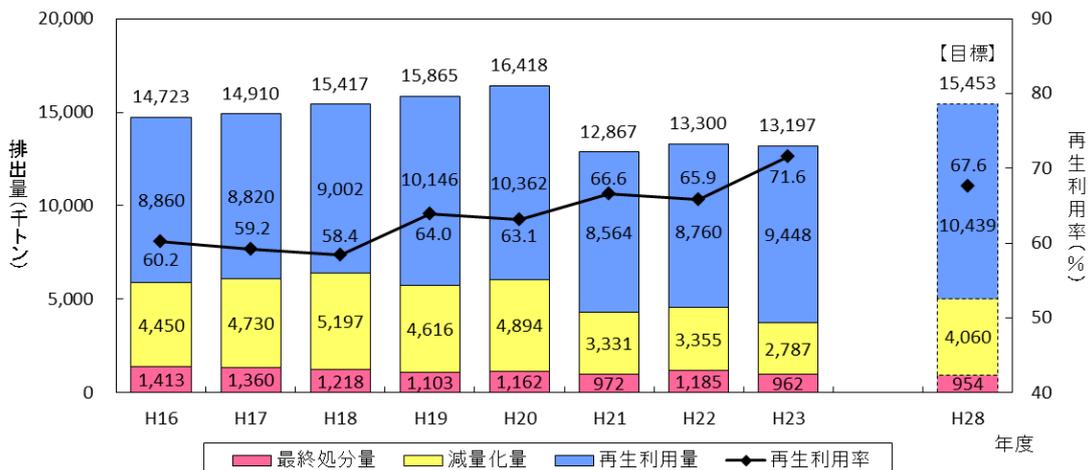


図 8-2-4 産業廃棄物の減量化目標と処理実績



3 一般廃棄物【資源循環推進課】

(1) 一般廃棄物の処理

市町村や一部事務組合が行うごみの適正処理、再資源化に対し、県は「愛知県廃棄物処理計画」、「愛知県分別収集促進計画」、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」等を策定し、指導・支援を行っています。

また、市町村や一部事務組合が一般廃棄物処理施設（焼却炉、し尿処理施設等）を整備する際には、国の交付金（循環型社会形成推進交付金）の窓口として監督・指導を行っています。

さらに、市町村や一部事務組合等が設置している一般廃棄物処理施設に対しては、立入検査を実施し、適正な維持管理を指導しています。

(2) 空き缶などごみ散乱防止対策

県は、空き缶等ごみの散乱防止の普及啓発を目的とした**空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例**に基づき、毎年5月30日から6月5日までを「ごみ散乱防止強調週間」と定め啓発活動を行っており、平成24年度は、6月1日に金山総合駅や豊橋駅、豊田市駅等県内8カ所において街頭啓発キャンペーンを実施しました。その他に、運転免許試験場来場者や一般社団法人愛知県トラック協会を通じたトラック運転者に対する啓発資材の配布、県庁舎周辺の清掃活動を実施しました。

(3) 放置自動車対策

放置自動車の未然防止及び処理の迅速化を図るため、県では国等関係機関と連絡会議を開催するとともに、一斉パトロール、県民や事業者への啓発、放置されやすい場所への未然防止対策を内容とする「**放置自動車対策推進キャンペーン**」を市町村等と協力して毎年実施していますが、平成24年度からは、放置自動車の撲滅を図るため、2月を「放置自動車ゼロ推進月間」と定め、パトロール等を強化し、実施しました。

平成24年度に市町村等が処理した放置自動車は1,255台でした。



放置自動車の撤去状況

(4) 一般廃棄物の減量化・資源化

ごみの減量化・資源化の推進には、県民、事業者、行政等多くの関係者が連携して取り組む必要があります。県は、事業者団体、消費者団体、女性団体、労働団体、県内市町村等110団体（平成25年4月1日現在）で構成する**ごみゼロ社会推進あいち県民会議**と連携・協力しながらごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に取り組んでいます。県民会議では、「**ごみゼロ社会推進あいち県民大会**」や研修会、レジ袋削減取組優良店の表彰等を実施するとともに、県民会議の中に、①ごみ減量化対策、②ごみ再資源化対策、③不法投棄対策の3つの部会を設置し、ごみゼロ社会の形成推進に関する調査・研究や普及啓発に取り組んでいます。

中でも、リデュースの重要な取組として県内全域でレジ袋削減運動を展開しており、平成19年11月にレジ袋削減に取り組む小売店を実績に応じて表彰する「**レジ袋削減取組店制度**」を開始するとともに、平成20年2月に開催した「**ごみゼロ社会推進あいち県民大会**」において「**愛知県民脱レジ袋宣言**」を行いました。また、レジ袋削減の取組の一つとして、市町村ごとに地域の小売店とレジ袋の有料化協定を結ぶことが広がっています。平成25年10月1日現在で、県内全体で299店舗がレジ袋削減取組店の登録をするとともに、44市町村が2,164店舗とレジ袋有料化協定を締結しています。

(5) 海岸漂着物対策の推進

海岸には、日々流木や生活ごみなどが漂着し、良好な景観や環境の保全を図る上で深刻な影響を及ぼしています。

こうした現状を踏まえ、平成 21 年 7 月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が制定されました。

この法律に基づき、県では、平成 22 年 10 月に海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うために、民間団体、関係行政機関及び学識者で構成する「愛知県海岸漂着物対策推進協議会」

を設置し、平成 23 年 8 月には、この協議会における議論を経て、「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、西尾市、蒲郡市、田原市、南知多町及び美浜町内の 10 海岸を重点区域として定め、海岸漂着物対策を重点的に推進しています。

また、伊勢湾及びその流域圏における海岸漂着物対策に連携して取り組むため、平成 24 年 4 月に愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市で構成する「海岸漂着物対策検討会」を設置しました。平成 24 年度においては、NPO が主催する海岸清掃への参加や、海岸漂着物対策に関する国への提言活動などを行いました。

クローズアップ

平成 25 年度 3 R 促進ポスターコンクールに愛知県から最優秀賞 2 点始め 19 点が入選しました！

環境省と 3 R 活動推進フォーラムでは、「3 R」（廃棄物等のリデュース、リユース、リサイクル）を促進するための啓発用ポスターを公募し、優秀な作品を選考・表彰することにより、国民一人ひとりが循環型社会のあり方について考えるきっかけにするとともに、普及啓発に資することを目的に、平成 18 年度から「3 R 促進ポスターコンクール」を実施しています。

平成 25 年度は、本県から 3,230 点（全国 10,394 点）の応募があり、選考の結果、最優秀賞 2 点、優秀賞 4 点、佳作 13 点、合計 19 点が入選しました。

最優秀賞の受賞者は、平成 25 年 10 月 17 日に栃木県宇都宮市で開催された「第 8 回 3 R 推進全国大会」において、表彰されました。

○最優秀賞の作品

【小学生中学年の部】



愛西市立勝幡小学校 4年
馬場南帆さん

【小学生高学年の部】



安城市立錦町小学校 5年
夏目亜依さん

クローズアップ

海岸漂着物対策推進基金を活用して、海岸漂着物対策を推進します

【愛知県における海岸の状況】

本県は、伊勢湾から三河湾、遠州灘に至る約 598km の海岸線を有しています。海岸は多種多様な生物の生息域であるとともに、海水浴等のレクリエーション活動や漁業等の経済活動にも重要な役割を果たしています。

しかし、海岸には、日々流木や生活ごみなどが漂着し、良好な景観や環境の保全を図る上で深刻な影響を及ぼしています。これらの漂着物の中には、海岸付近で捨てられたものばかりではなく、河川を通じて海岸に漂着するものもあります。



蒲都市春日浦地内における清掃活動

【海岸漂着物対策推進基金の造成】

国の平成 24 年度第 1 次補正予算において創設された地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）185,402 千円を受けて、海岸漂着物対策を推進するための「海岸漂着物対策推進基金」を平成 25 年 7 月に造成しました。この基金は平成 26 年度末までの事業に充てることができます。

【基金事業の実施】

・発生抑制対策の推進

海岸漂着物対策を推進するにあたっては、海岸に漂着したものを回収・処理するだけでは、海岸漂着物の総量は減少しないため、その発生抑制を図る必要があります。海岸漂着物は、山や都市部などで発生したごみが、河川を通じて海岸に漂着するものであるため、河川のごみの量を減らすことが重要になります。

河川を通じて海へ流出するごみの状況を把握するため、河川のごみの種類別発生量を調査します。この結果は広く発信し、ごみのポイ捨て防止等と呼びかけるとともに、海岸漂着物の現状やその発生を抑制するための取組に関する環境学習プログラムを策定し、そのモデル事業を実施します。

・海岸漂着物の回収・処理の実施、財政支援

今年度においては、西尾市、蒲都市、常滑市、田原市、南知多町及び美浜町内の 18 海岸において、海岸漂着物の回収・処理又は、回収・処理を実施する市町村への財政支援を行い、良好な景観やレクリエーション活動の場としての保全を図っています。

これらの海岸においては引き続き、海岸漂着物の回収・処理や財政支援を行うとともに、その他の海岸についても、市町村等の要望状況を勘案して、海岸漂着物の回収・処理事業を推進します。

4 産業廃棄物【資源循環推進課】

(1) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。産業廃棄物の処理は事業者が自ら行うほか、廃棄物処理法に基づき知事等から産業廃棄物処理業の許可を受けた者にその処理を委託することとされています。県は、産業廃棄物の適正な処理が行われるように、廃棄物処理法に基づき施設、申請者の能力及び経理的基礎等の面から審査を行い、現地の調査も行った上で、産業廃棄物処理業の許可を行っています。

(2) 産業廃棄物の減量化及び資源化

産業廃棄物の減量化及び資源化を進めるため、県は、排出事業者及び処理業者に対する説明会等を実施するなど、啓発に努めています。

また、産業廃棄物の年間発生量が1,000トン（特別管理産業廃棄物の場合は50トン）以上である事業所を設置している多量排出事業者については、法に基づき提出することとされている産業廃棄物処理計画に関する指導を通して、産業廃棄物の排出抑制、分別、再生利用等の取組を促進しています。

(3) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導・監督

ア 監視体制の強化

産業廃棄物の量の増大や質の多様化の中で不適正な処理事例が見られることから、その未然防止や早期解決に向けた的確な対応が求められています。

このため、県は、各県民事務所等に不法投棄等監視特別機動班及び廃棄物監視指導業務嘱託員（警察官OB）を配置するなど、指導・監視体制の強化を図っています。

また、産業廃棄物の適正処理の指導・監視に当たっては、事案が各種の法令や多くの行政分野にまたがるケースが多いことから、県は**あいち産業廃棄物適正処理推進会議**を設置し、会議を構成する警察、市町村等の関係部局や排出事業者、処理業者などと連携して対策を進めてい

ます。更に、本庁に**愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会**を、各県民事務所等に**地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会**を設置し、関係機関との連携を図りながら不適正処理の未然防止に努めています。

なお、不法投棄の防止等に当たっては、地域における情報の収集が第一であることから、**地域環境保全委員制度**を活用するほか、一般社団法人**愛知県産業廃棄物協会**、一般社団法人**愛知県建設業協会**に情報提供を依頼しています。

また、不法投棄専用ファクシミリ（052-953-7776）や電子メール（junkan@pref.aichi.lg.jp）により情報の収集に努めるとともに、休日、夜間の監視業務を民間の警備会社に委託し、不法投棄などの未然防止や早期発見を図っています。

イ 立入検査・指導

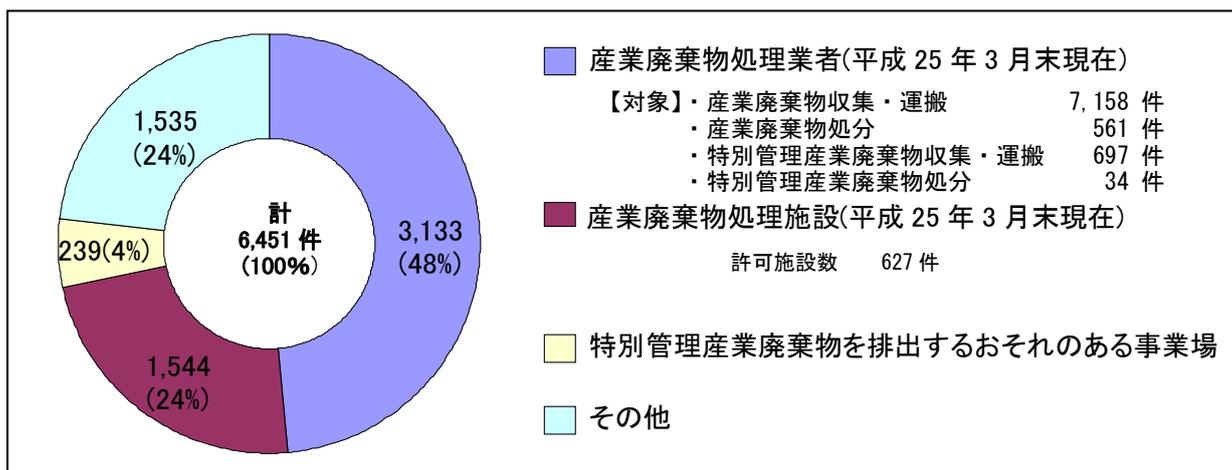
平成24年度、県は、処理業者や処理施設を設置する事業場への立入検査を延べ6,451件実施しました（**図8-2-5**）。このうち、402件の不適正な事例については改善勧告などにより適正処理に向けた指導を行いました。更に、指導に従わない者に対する改善命令を3件、廃棄物処理法の違反者に対する業の停止命令を2件発出しました。また、欠格要件に該当した処理業者等に対する許可の取消しを15件行いました（**表8-2-5**）。

また、6月と11月を「**産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間**」と定め、中間処理業者や最終処分業者への一斉立入検査を行い、Manifestの適正な使用や帳簿の適正な管理などを重点的に検査するとともに、不法投棄や野焼きなどを行っている者に対しては、適正処理するための指導を行いました。



立入検査の状況

図 8-2-5 産業廃棄物処理業者等への立入件数（平成 24 年度）



(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。

(資料) 環境部調べ

表 8-2-5 行政処分及び指導件数

区分		年度	22	23	24
行政処分	業・施設の取消		19	23	15
	措置命令		0	0	0
	業・施設の停止命令		0	0	2
	改善命令		2	7	3
	小計		21	30	20
行政指導	改善勧告		17	25	22
	指導票の交付		305	285	380
	小計		322	310	402
合計			343	340	422

(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。

(資料) 環境部調べ

ウ 条例・要綱に基づく施策

産業廃棄物の適正処理を一層推進するため、**廃棄物処理法**による規制に加え、**県は、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例**に基づき、焼却施設、最終処分場等を設置しようとする者に対する住民説明会の開催、県外から産業廃棄物を搬入しようとする者への事前の届出、建設廃棄物等を屋外で保管しようとする者への保管場所の届出等、種々の義務を課しています。また、**愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱**に基づき、処理施設の立地、構造及び維持管理基準を遵守させるなど、排出事業者等への指導を行

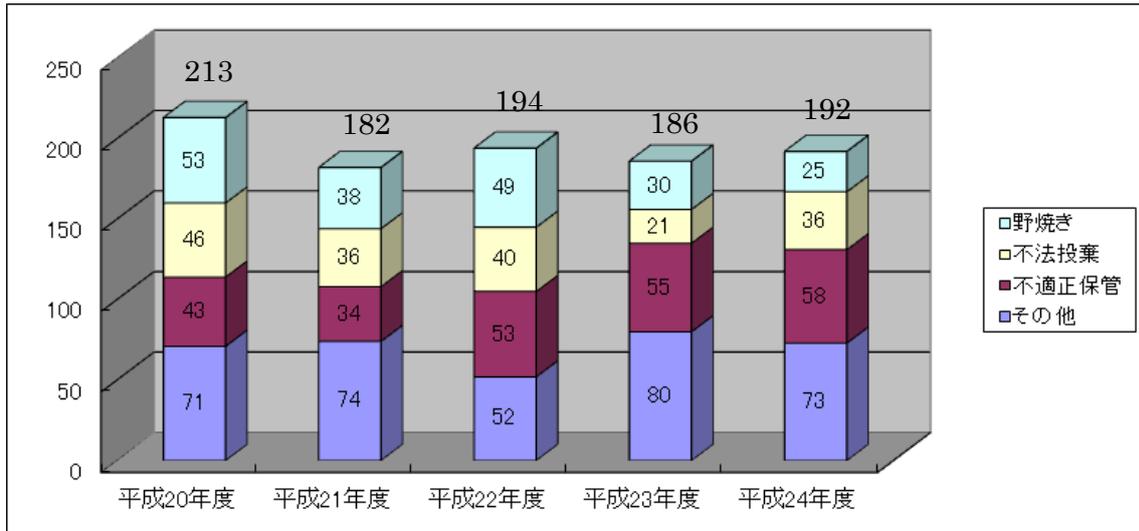
っています。

エ 産業廃棄物に係る苦情件数

平成 24 年度に県に寄せられた苦情件数は 192 件で、その内訳は、野焼きが 25 件、不法投棄が 36 件、不適正保管が 58 件、施設の維持管理不良等のその他が 73 件でした。

平成 23 年度と比較すると、全体数は若干増加しました。「不適正保管」及び「不法投棄」は増加し、「野焼き」及び施設の施設の維持管理不良等の「その他」は減少しました。なお「野焼き」は過去 5 年間で最少となりました（図 8-2-6）。

図 8-2-6 産業廃棄物に係る苦情件数



(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。
(資料) 環境部調べ

(4) 産業廃棄物処理業者の優良化の促進

平成 22 年の廃棄物処理法の改正により、「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が新設されました。平成 23 年 4 月 1 日の施行後、平成 25 年 3 月 31 日現在で 78 事業者が認定を受けています。

これは、遵法性や事業の透明性、また、財務体質の健全性など、一定の基準を満たす産業廃棄物処理業者を知事が認定する制度です。なお、優良認定を受けた業者は、許可証に優良マークが付与され、許可の有効期間が 5 年から 7 年になる等のメリットを受けることができます。

県は、本制度の普及のため、説明会の開催や、認定業者の県ホームページへの掲載を行っています。

また、認定された業者をより一層 PR していくため、優良産業廃棄物処理業者がその旨を容易に示すことができるよう、県、県内政令市及び一般社団法人愛知県産業廃棄物協会が連携し、優良認定業者である旨の PR 用ステッカーを平成 25 年 4 月に作成しました。



(5) マニフェスト制度の推進

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度は、産業廃棄物の収集・運搬や中間処理・最終処分を処理業者に委託する場合、排出事業者が処理業者に対してマニフェストを交付し、委託した内容どおりに処理が適正に行われたことを確認するための制度です。この制度は、産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任を明確にすることで不法投棄を未然に防止するため導入され、平成 10 年からすべての産業廃棄物を対象としています。

マニフェストには紙マニフェストと電子マニフェストの 2 種類があり、情報をすべて電子化し、オンライン上で運用できるようにした電子マニフェストは処理の過程のデータの透明性が高く記録の改ざんが難しくなるなど、その普及により更なる不適正処理の防止につながる効果が期待されます。

また、電子マニフェストを利用する場合、事業者が行うこととされているマニフェストの保存や交付実績の報告を国が指定する情報処理センターが代行するなど事務の合理化が図られています。

このため、県は、マニフェストを多く交付している事業者で構成される業界団体に対して電

子マニフェストの啓発を行うことで、電子マニフェストの導入促進を図っています。

平成 25 年 3 月末の本県における電子マニフェストシステムの加入状況は 6,081 事業所で、全国の 89,015 事業所の約 7% を占めています。

(6) 産業廃棄物税の活用【資源循環推進課、税務課】

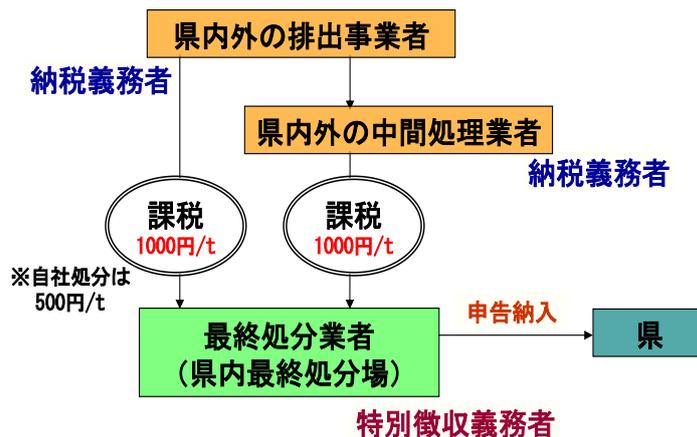
県は、最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物に対して税を課すことにより排出事業者等が排出又は埋立処分を抑制するよう誘導するとともに、得られる税収をリサイクル促進、最終処分場の設置促進等に活用する産業廃棄物税を条例に基づき導入し、平成 18 年 4 月 1 日から施行しています。

施行後 5 年目となる平成 22 年度に、**愛知県産業廃棄物税検討会議**において税の導入による効果を検証し今後のあり方を検討しました。その結果、産業廃棄物税は、再生利用量の増加や最終処分量の減少に効果をあげていると認められますが、産業廃棄物の発生抑制を更に推し進める必要があることから、その枠組みを変えることなく引き続き施行していくこととしました（平成 23 年 4 月 1 日改正条例施行）。

ア 産業廃棄物税の概要

- ・ 納税義務者は、愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者です。
- ・ 納税額は、最終処分場に搬入された産業廃棄物 1 トンにつき 1,000 円（自らの産業廃棄物を自社の最終処分場へ搬入する場合は、1 トンにつき 500 円）です。
- ・ 納税方法は、最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から税を預かり、県へ申告納入する「特別徴収方式」です。

図 8-2-7 産業廃棄物税のしくみ



イ 産業廃棄物税の用途

産業廃棄物に関する諸課題の解決のため、県は、本県最初の法定外目的税として制度化されたこの税を、3Rの促進、最終処分場の設置の促進、産業廃棄物の適正処理の促進などの事業に充てています（表 8-2-6）。

表 8-2-6 産業廃棄物税を活用して平成 24 年度に実施した事業

事業	内容
3Rの促進（産業廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用の促進）	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が取組む本県ならではの新しい循環ビジネスの事業化を促進するための補助の実施 ・「あいち資源循環推進センター」における循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導の実施 ・循環ビジネスの発掘・創出を目的とした循環ビジネス創出会議の開催 ・資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰する「愛知環境賞」の実施 ・資源循環に関する様々な情報をインターネット上で提供する「資源循環情報システム」の運営 ・持続可能な社会づくりに向け、ビジョンとところごしを持つ人材を育成する「あいち環境塾」の実施 ・県内各地域の未利用資源を循環的に活用して、持続可能な社会づくりに向け総合的に取り組む、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の事業化推進
最終処分場の設置の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・広域最終処分場の円滑な推進を図るための連絡・調整 ・衣浦港3号地廃棄物最終処分場の近隣に設置される武豊町地域交流施設（仮称）の整備に対する補助の実施
産業廃棄物の適正処理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄、不適正処理を未然防止するための監視パトロール及び立入検査の実施 ・産業廃棄物処理業者の優良化を進めるための講習会の開催 ・廃棄物処理法に規定する県内の政令市4市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市）が行う産業廃棄物適正処理推進事業に対する補助の実施 ・再生品の環境分析検査や再生品製造事業者への立入検査

5 リサイクル・未利用資源の利活用

(1) 容器包装リサイクル法【資源循環推進課】

県は、「分別収集促進計画」に基づき、県内市町村の分別収集状況の把握や市町村に対する情報提供や助言等を行うとともに、県民、事業者

等にパンフレットを配布するなどの啓発活動を行い、分別収集の促進を図っています（表 8-2-7）。

平成 22 年 9 月には、第 6 期計画（計画期間：平成 23 年度～27 年度）を策定しました。

表 8-2-7 愛知県分別収集促進計画（第 6 期）

区分	年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		収集見込量(t)	市町村数								
ガラスびん	無色	21,370	57	21,291	57	21,003	57	20,810	57	20,624	57
	茶色	16,302	57	16,203	57	16,085	57	15,964	57	15,850	57
	その他	8,710	57	8,620	57	8,525	57	8,429	57	8,338	57
ペットボトル		18,544	57	18,735	57	18,865	57	19,032	57	19,188	57
その他のプラスチック製容器包装		62,684	52	65,524	52	65,195	52	65,478	52	64,996	52
スチール缶		11,671	57	11,553	57	11,450	57	11,333	57	11,219	57
アルミ缶		4,184	57	4,220	57	4,232	57	4,240	57	4,253	57
段ボール		32,657	56	32,741	56	32,912	56	33,016	56	33,112	56
紙パック		1,642	54	1,656	54	1,675	54	1,680	54	1,686	54
その他の紙製容器包装		18,897	37	19,408	37	19,299	37	19,180	37	18,705	37
計		196,661	—	199,951	—	199,241	—	199,162	—	197,971	—

(注) 市町村数は平成 22 年 4 月現在の市町村数 (57) に対する数である。

（２）家電リサイクル法【資源循環推進課】

不法投棄された廃家電は市町村が回収しリサイクルを行っていますが、その負担は大きなものとなっています。そこで、県は、市町村と連携・協力して不法投棄防止の広報活動とそのパトロール等を行っています。

（３）食品リサイクル法【食育推進課】

県は、「食」の大切さの理解と「食育」の実践を促す食育実践・情報発信事業「食育らぼ」の取組みのひとつとして、若い世代を対象に食べ残しや食品の廃棄、食生活でのエネルギー・水などのむだの削減につながるエコクッキングをウェブページで紹介しています。

このほか、食品事業者を対象に食品の廃棄ロスを減らす啓発資料等を配布し、食品リサイクルの普及啓発に取り組んでいます。

（４）建設リサイクル法など【住宅計画課、建設企画課】

法律に基づく建築物の分別解体計画の届出等

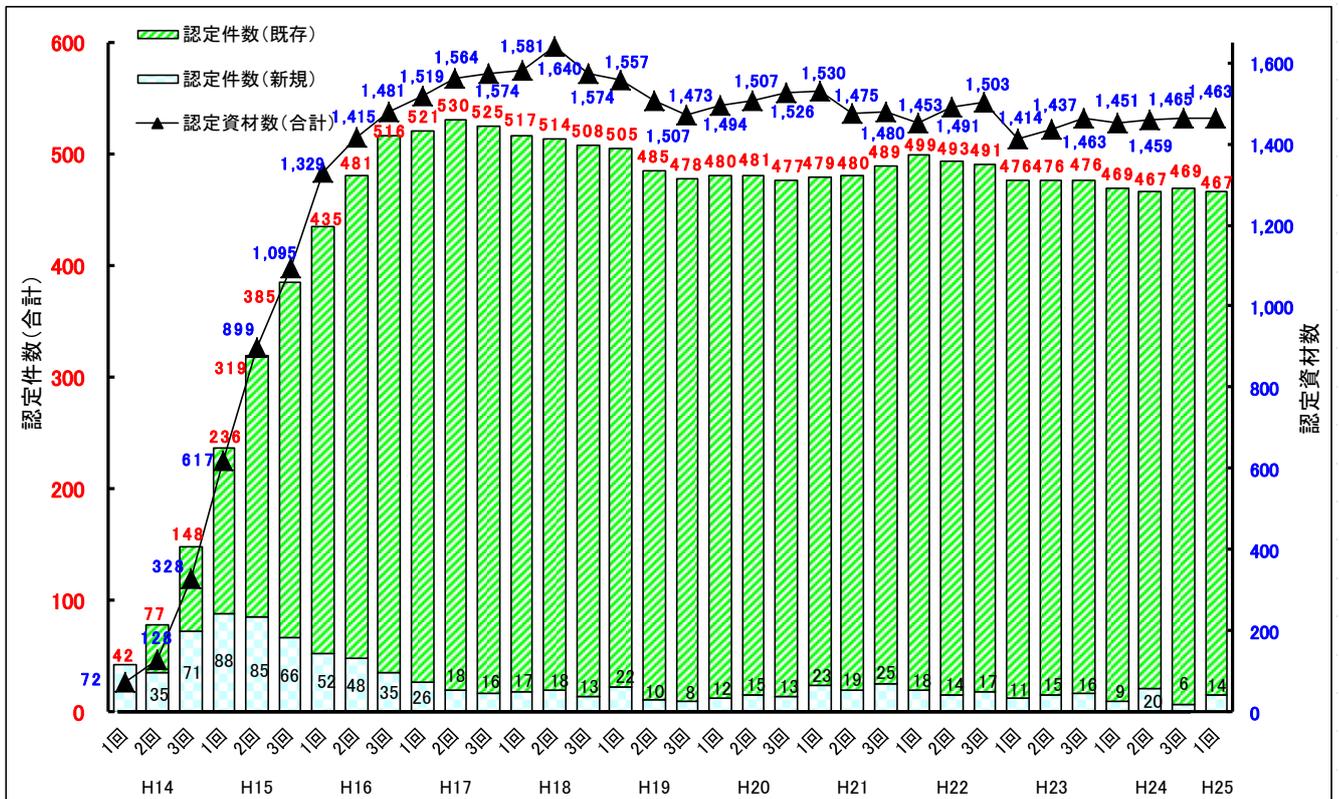
の審査業務のほか、建設副産物の適正な処理を啓発するため、県は、県内一斉パトロールを始め日常的にパトロールを行っています。

また、県の公共工事で率先してリサイクル資材を利用することによりその普及を促進しようと、県は、評価基準に適合する建設資材の認定、公表を行う「あいくる（愛知県リサイクル資材評価制度）」を設けています。

現在 26 品目に関して評価基準を設けており、認定件数は 23 品目 467 件 1,463 資材です(平成 25 年 8 月 31 日現在)。

平成 24 年度の県発注工事において使用された主なあいくる材は、アスファルト混合物、路盤材、プレキャストコンクリート製品等であり、合計約 42 万 6 千トンの再生資源が原料として使われました。これは、1 年間に県内で発生し、埋立処分される産業廃棄物の量 96 万 2 千トン(平成 23 年度実績)の約 44.3%に相当します。

図 8-2-8 愛知県リサイクル資材評価制度による認定件数と認定資材数の推移



(資料) 建設部調べ

(5) 自動車リサイクル法【資源循環推進課】

県は、自動車リサイクル法に基づき、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者などの関係者に対し、使用済自動車のリサイクル、適正処理の指導を行っています。

また、盗難自動車の不正輸出を防止するとともに、自動車の解体における適切な環境保全措置を促すため、自動車の解体事業場に対して愛知県警察等と連携して合同立入を実施しています。

(6) 小型家電リサイクル法【資源循環推進課】

県内の約半数の市町村では、従来から使用済小型家電を回収し、リサイクルが行われていますが、その多くは鉄やアルミニウムなどです。

県としては、市町村へそれぞれの実情に合った効率的な回収方法などの情報提供に努めるとともに、県民への制度の周知を図り、小型家電リサイクル法の制度の定着を推進しています。

また、環境省では、「小型電子機器等リサイクルシステム構築協力地域」として認定を申請し

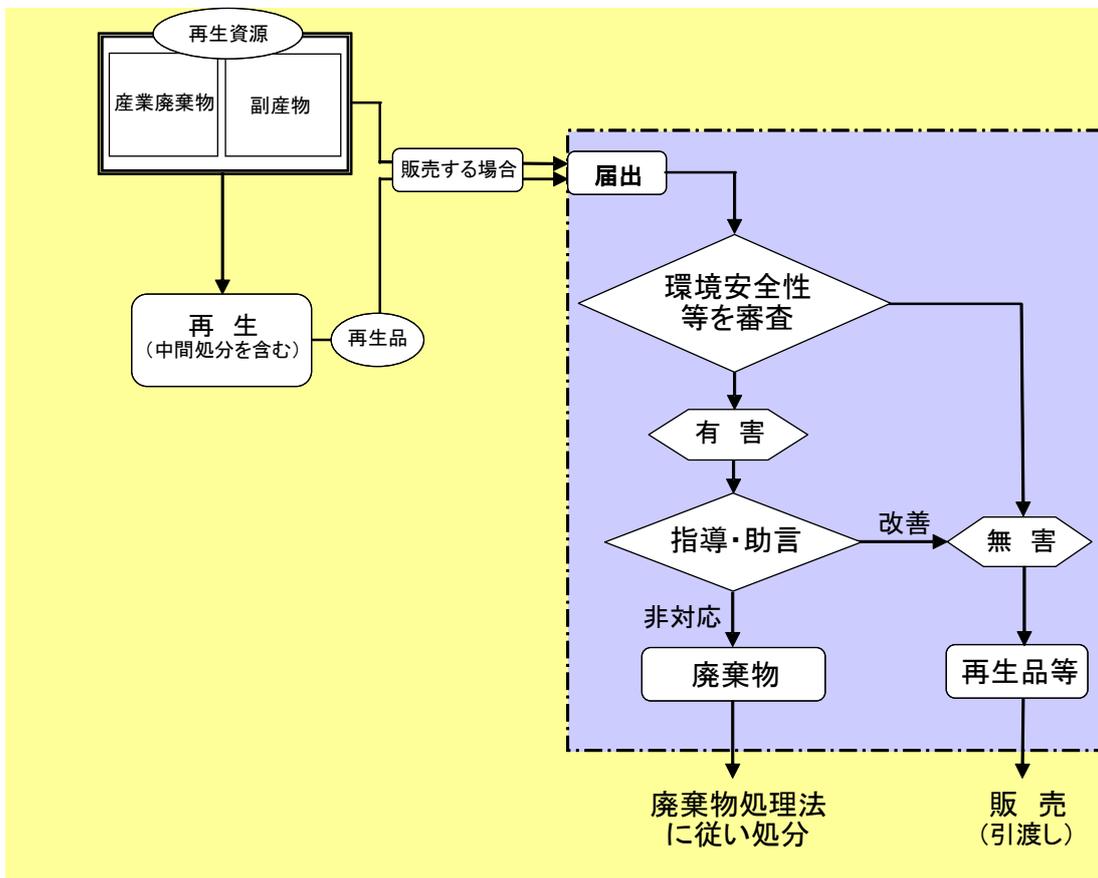
ている又は認定を受けている地域を対象として、社会実証事業を行っています。この実証事業に、本県では、平成 25 年度において、名古屋市、豊橋市、瀬戸市、犬山市、稲沢市、清須市及び大治町が採択されています。

(7) 再生資源活用審査制度

県は、平成 20 年 4 月に策定した「再生資源の適正な活用に関する要綱」に基づき、産業廃棄物等から製造された再生品等が市場に流通する前にその環境安全性を審査し、産業廃棄物の不適正処理の防止を図っています。

この制度では、事業者が産業廃棄物等を再生し得られた製品を販売しようとする場合には事前に県へ届出することとされており、県は、書面審査や事業所の現地調査、再生品等の分析検査を行っています（図 8-2-9）。この制度がスタートした平成 20 年 7 月から平成 25 年 3 月までに 667 件の届出が行われ、その環境安全性について確認しています。

図 8-2-9 再生資源活用審査制度の仕組み



（８）菜の花エコプロジェクトの推進【食育推進課】

「菜の花エコプロジェクト」は、菜の花を栽培し観光資源として活用しながら、その種から食用のなたね油を搾り、更に、使用後は回収して石けんや軽油代替のバイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルするとともに搾油時に出た油かすを肥料等として用いるという、環境負荷の低減と資源循環利用を図るための取組です。

県は、平成 17 年度からこのプロジェクトの啓発活動や推進組織の充実等に取り組み、県内で菜の花エコプロジェクトに関する活動に取り組んでいる団体・個人の自主的な情報交換や相互連携を支援するとともに、「いいともあいち運動」との連携を深め、菜の花エコプロジェクトの PR やなたね油の利用拡大に向けた支援を行っています。

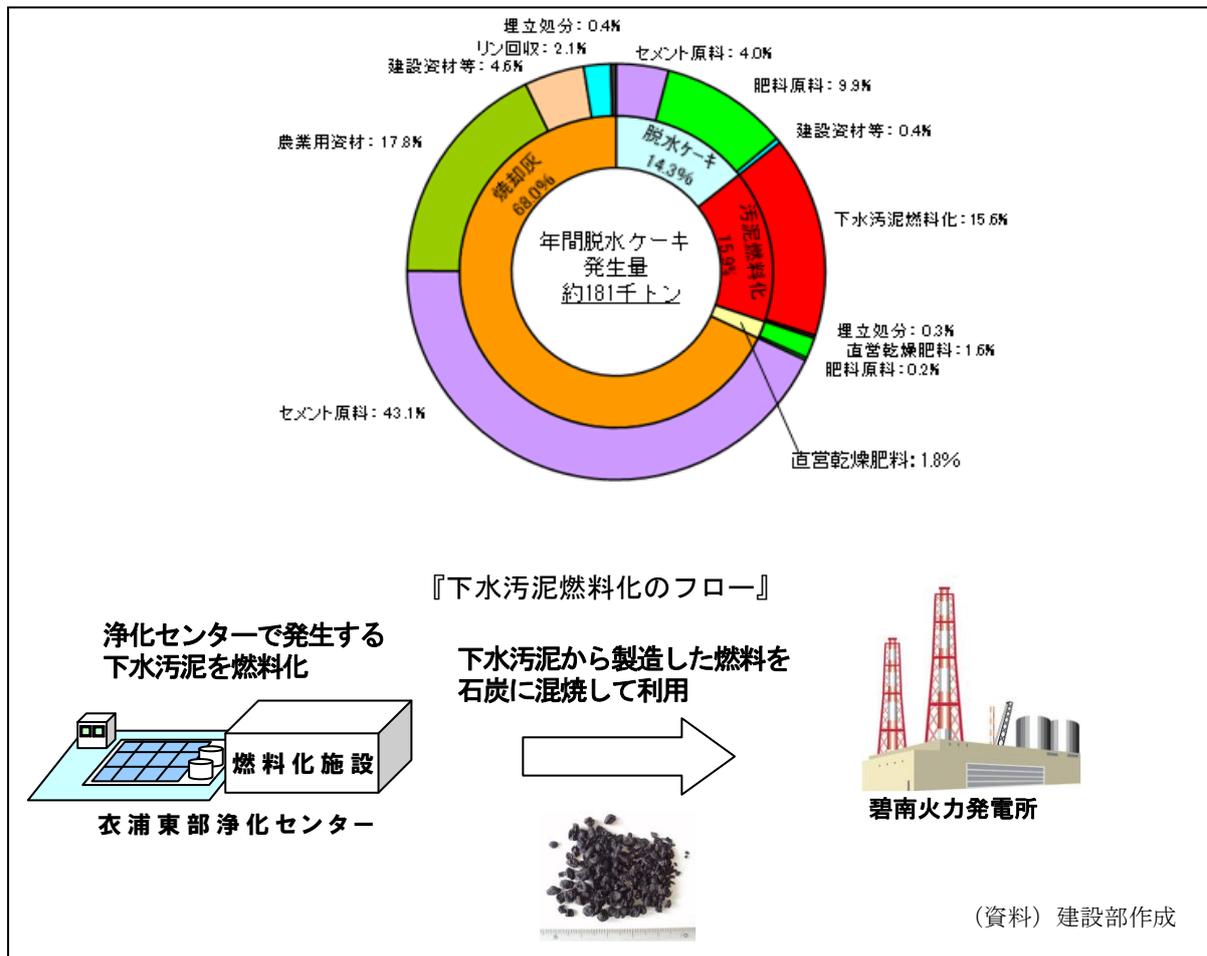
（９）下水汚泥の利活用【下水道課】

県内流域下水道の各浄化センターからの下水汚泥の総発生量は、平成 24 年度で約 18 万 1 千トンでした。その有効利用率は 99.3%に達していますが、セメント原料等、一部の利用に大きく依存しているのが現状です。社会的・経済的な変動による影響を最小限に抑え長期的かつ安定的な利用を確保するために、新たな利用方法を見つけるなど多方面での利用拡大を図っていく必要があります。

その一つとして愛知県は、平成 24 年度に下水汚泥から炭化燃料を製造する施設を衣浦東部浄化センターに建設し、平成 24 年度は年間 2,200 トンの炭化燃料を製造しました。

製造された炭化燃料は、平成 43 年度までの 20 年間、隣接する碧南火力発電所で利用される予定です（図 8-2-10）。

図 8-2-10 愛知県流域下水道汚泥の利用状況



クローズアップ

豊川バイオマスパーク構想

～下水汚泥から電気や農作物を生産する実証研究が行われています。～

【概要】

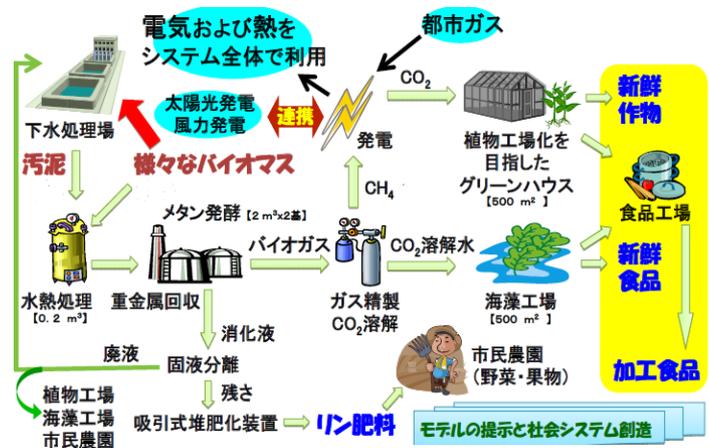
「バイオマス・CO₂・熱有効利用拠点の構築」（通称：「豊川バイオマスパーク構想」）は、豊橋技術科学大学を中心として、下水汚泥を始めとするバイオマスの処理に関して、産・学・行政が協働し、得意とする技術や知識等を組み合わせ、新たな循環型社会システム実現を目指し、東三河地域の産業発展、農業発展に寄与し、地元住民の豊かな生活を創出する実証研究です。

愛知県は、豊川浄化センターの敷地と下水汚泥を提供しています。



【様々なバイオマスの有効利用】

実証実験では、様々なバイオマスの処理（メタン発酵）で発生するガスを発電に利用し、処理後のバイオマス（消化液）を肥料に利用します。さらに、発電の過程で生じるCO₂や熱を農作物の光合成促進に利用するなど、CO₂・熱といったバイオマス処理の副産物を有効に活用します。



バイオマスパーク構想イメージ図

6 公共関与による最終処分場の確保【資源循環推進課】

廃棄物処理法においては、産業廃棄物の処理は事業者責任で行うべきものとされていますが、民間事業者による新たな最終処分場の確保は近年極めて困難な状況にあります。

こうした状況への対応として、県は、事業者処理責任の原則を堅持しつつ、必要な場合は第三セクター方式により、公共関与の最終処分場の確保を推進しています。

公共が関与している最終処分場としては、(公財)愛知臨海環境整備センター(アセック)[名古屋港南5区]、(公財)豊田加茂環境整備公社

及び(一財)衣浦港ポートアイランド環境事業センターの3施設がありましたが(表8-2-8)、このうちアセックの名古屋港南5区処分場は平成21年度に埋立が終了し、(一財)衣浦港ポートアイランド環境事業センターの処分場は平成23年2月に埋立が終了しました。

このままでは産業活動や県民の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、知多郡武豊町地先の衣浦港3号地で新たな広域最終処分場の整備を進め、平成22年7月に一部供用を、平成23年3月には全面供用を開始しました(表8-2-9)。

表 8-2-8 愛知県内の公共関与事例

名 称	(公財) 愛知臨海環境整備センター	(公財) 豊田加茂環境整備公社	(一財) 衣浦港ポートアイランド環境事業センター
組織			
設立年月日	昭和63年8月1日	平成元年1月31日	平成8年5月24日
基本財産	219,250千円 公共 110,000千円(6自治体) (うち 県60,000千円) 民間 109,250千円(48社)	100,000千円 公共 55,000千円(7自治体) ※合併により現在は2自治体 民間 45,000千円(9団体)	100,040千円 公共 70,040千円(18自治体) 民間 30,000千円(9団体)
廃棄物受入計画			
受入開始年月	平成4年3月	平成4年4月	平成11年2月
受入廃棄物	産業廃棄物: 燃え殻始め10品目 一般廃棄物: 焼却残渣 (平成7年4月から)	産業廃棄物: 燃え殻始め12品目 一般廃棄物: 焼却灰 (平成9年4月から)	産業廃棄物: 燃え殻始め9品目 一般廃棄物: 焼却残渣、不燃物
受入地域	産廃(県内全域) 一廃(尾張地域)	産廃(豊田市及びみよし市) 一廃(豊田市及びみよし市)	産廃(碧南市始め5市4町) 一廃(碧南市始め10市8町)
施設概要			
設置場所	知多市新舞子地先	豊田市御船町山ノ神地内	衣浦港2号地沖 (碧南市港南町地先)
面積	56.0ha	9.5ha	12.8ha
容 量	491万m ³ (平成21年度埋立終了)	149万m ³	103万m ³ (平成23年2月埋立終了)

表 8-2-9 衣浦港3号地廃棄物最終処分場事業の概要

項 目	内 容
事業主体	(公財) 愛知臨海環境整備センター(アセック)
所在地	武豊町字旭1番及び一号地17番2の地先
埋立面積	47.2ヘクタール
廃棄物埋立容量	496万立方メートル
埋立廃棄物の種類	燃え殻、汚泥(有機性汚泥を除く)、廃プラスチック類、 産業廃棄物 ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ダスト類など
一般廃棄物	焼却残渣
受入地域	県内全域
埋立期間	13年間

